

令和４年度五城目町障害者就労施設等優先調達方針

１． 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第９条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するための基本的事項を定めるものである。なお、本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例を基本とする。

２ 適用範囲

本方針の適用範囲は、五城目町全組織が発注する物品等などに関して適用する。

３ 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第２条第２項から第４項に規定する施設等とする。

- ア 障害者支援施設
- イ 地域活動支援センター
- ウ 障害福祉サービスを行う施設（生活介護、就労移行支援、または就労継続支援を行う事業所に限る）
- エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第１８条第３項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- オ 障害者優先調達推進法施行令（平成２５年政令第２２号）第１条第１号に規定する事業所（特例子会社）
- カ 障害者優先調達推進法施行令（平成２５年政令第２２号）第１条第２号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- キ 在宅就業障害者
- ク 在宅就業支援団体

４ 調達する物品

町が調達する物品のうち、食品類、事務用品、印刷、清掃や事務等障害者就労施設等が受注することが可能なもの。

（１）物品

- ア 食品類（農作物、加工食品）

- イ ア以外の製品（繊維、皮革、木工等）
- ウ その他障害者施設等が提供可能な物品

（２）役務

- ア 印刷
- イ 清掃
- ウ 事務
- エ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

５ 調達方針

- （１）調達推進については、全庁的に取り組むものとする。
- （２）障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、その情報を適宜各部署に対し情報提供する。
- （３）町のすべての機関は、提供された情報を基に障害者就労施設等からの物品の調達に努めるものとする。
- （４）障害者就労施設等からの物品を随意契約により行う場合には、適正履行の確保のほか、町内企業の適正な取引に悪影響を及ぼさないよう留意する。

６ 調達方針及び調達実績の公表

- （１）調達方針を作成及び変更した場合は、ホームページ等により、速やかに公表する。
- （２）調達実績については、当該年度の終了後概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

７ その他

この方針に関する担当は、健康福祉課とする。